

○原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認について

(令和5年3月30日沖例規交企第2号)

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）等の一部が改正され、電動車椅子（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。以下「身体障害者用の車」という。）に関する規定が整備されたことにより、府令第1条の5第2項に基づく原動機を用いる身体障害者用の車に係る警察署長の確認（以下「確認」という。）の手續等について、下記のとおり、令和5年4月1日から運用するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について（平成26年8月5日付け沖例規交企第4号）は、同日をもって廃止する。

第1 確認の手續

1 市町村長から通知があった場合の確認

市町村長から、利用者の住所地を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）に対し、通知書（別記様式第1）により、車体の大きさの基準（府令第1条第1項第1号に定める基準をいう。以下「基準」という。）に適合しない身体障害者用の車の購入に要した費用を身体障害者（児）に対して補装具費として支給することを決定した旨の通知があったときは、同通知書及び同通知書の添付書面により、速やかに確認を行い、当該市町村長に対し、確認証（別記様式第2）を送付するものとする（市町村長は、支給に係る原動機を用いる身体障害者用の車が基準に適合しない大きさであることを確認した後に所轄警察署長に通知し、所轄警察署長から送付された確認証を利用者に交付することとなる。）。

2 その他の場合の確認

(1) 申請の手續等

確認は、車体の大きさの基準に適合しない身体障害者用の車の利用者又は利用者から依頼を受けた者から、所轄警察署長に対し、確認申請書（別記様式第3）の提出があった場合に行うものとする。

(2) 審査の方法

申請に係る利用者が申請に係る大きさの身体障害者用の車を用いることがやむを得ないことについて、原則として、利用者及び申請に係る当該車についての実地調査結果を踏まえて、確認の要否を判断するものとする。ただし、確認申請書に次の書類が添付されている場合には、利用者及び申請に係る当該車の実地調査に代えて、これらの書類の書面審査により確認の要否を判断してもよい。

ア 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を疎明する書類

(例) 身体の状態により利用者が当該車を用いることがやむを得ない旨を証明する医師その他の身体の状態を判断することができる者の作成する書面

イ 当該車を製作又は販売する者の作成に係る当該車の大きさ（長さ、幅及び高さ）を証する書面

(3) 確認証の携帯

所轄警察署長は、確認を行ったときは、申請者に対し、確認証を交付するものとする。

第2 確認証の携帯

利用者が確認に係る身体障害者用の車を道路において利用する場合には、確認証を携帯させるものとする。

第3 確認証の返納

利用者が確認に係る身体障害者用の車を利用しなくなったとき、又は利用する必要がなくなったときは、速やかに確認証を所轄警察署長に返納させるものとする。

第4 運用上の留意事項

- 1 原動機を用いる身体障害者用の車で車体の大きさの基準に適合しないものは、その利用者がその大きさの当該車を用いることがやむを得ないことについて所轄警察署長の確認を受けない限り、法上の身体障害者用の車には該当しないことになることから、このような原動機を用いる身体障害者用の車を通行させている者を発見した場合には、速やかに所轄警察署長の確認を受けるよう指導すること。
- 2 従前、原動機を用いる身体障害者用の車いすとして、確認証の交付を受けている者から改めて確認申請書の提出を受け、又は当該者に対して確認証を交付する必要はない。

附 則

別記様式第1 (第1の1関係)

通知書

[別紙参照]

別記様式第2 (第1の1関係)

確認証

[別紙参照]

別記様式第3 (第1の2関係)

確認申請書

[別紙参照]